

本県における日本語教育の基本方針の策定  
(かながわ国際施策推進指針(改定素案)への反映について)

1 地方公共団体における日本語教育の基本方針の策定について

- 日本語教育の推進に関する法律の成立(2019(令和元)年6月)により、地方公共団体には地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務が規定されるとともに、地域の実情に応じ、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下、基本方針という。)を定めるよう努めるものと規定された。
- さらに、令和4年11月29日の文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について(報告)」(以下、報告という。)では、地方公共団体が基本方針や計画を作成する際の観点が明確化された。
- 当該基本方針を策定する際には、各自治体が地域ごとの実情に応じて、柔軟な対応をとることが可能となっている。

【基本方針作成の際の観点】

- ・ 「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的な関連する計画と一体的に整備する。または、改定時に日本語教育に関する事項を新たに追記する。
- ・ 都道府県と市区町村、あるいは複数の市区町村が連携・協力し、一つの方針を策定する。
- ・ 都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施する。
- ・ 既に類似の方針を策定しており、日本語教育の推進に関する記載が含まれる場合、当該方針をもって代えることができるものとする。また、日本語教育推進に関する記載が複数の方針等に含まれる場合は複数の方針をもって代えることができる。

2 本県における基本方針の策定について

- 県では、取組み主体がそれぞれの立場での役割を果たすことを期待し、国際施策を展開するに当たっての考え方、方向性を示した「かながわ国際施策推進指針(以下、「指針」という。)」を策定している。
- 一方、現在、ウィズコロナの取組みを社会全体で進めており、来日する外国人の増加や海外との交流も再び活発になることが見込まれている。
- また、新型コロナウイルス感染拡大を契機に顕在化した課題にも対応する必要があることから、現行の指針策定時以降の本県を取り巻く国際環境や外国籍県民等にかかわる状況の変化も踏まえ、令和5年度に指針の改定を行う予定である。

- 基本方針について、本県としては、個別に策定するのではなく、多文化共生の地域社会づくりの一環として地域日本語教育に取り組んでいくことから、改定を予定しているかながわ国際施策推進指針と一体的に整備することとする。
- 骨子案(資料3別紙)のとおり、現行の指針で掲げている施策の方向に、新たに「日本語教育の充実」を加えることを想定しており、当該内容に本県における基本方針を位置付けることとする。

### 3 指針策定のスケジュール

2023（令和5）年7月	かながわ国際政策推進懇話会に改定素案を意見聴取
9月	第3回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に改定素案を報告
10月～	パブリックコメントを実施、市町村へ意見照会
2024（令和6）年1月	かながわ国際政策推進懇話会に改定案を意見聴取
2月	第1回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に改定案を報告
3月	指針を改定

※ 専門委員会においては、かながわ国際政策推進懇話会へ改定素案又は素案を説明するのに先行して、日本語教育の基本方針に位置付けられる内容について協議を行う。

### 4 改定素案について

改定素案は、骨子案で掲げた施策の方向に沿って、施策の展開を整理したものとする。「日本語教育の充実」においては、令和元年度にとりまとめた「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」も踏まえながら、以下のとおり整理することを想定している。

#### <改定素案（案）>

#### 施策の方向〇：日本語教育の充実

外国籍県民等の日本語教育環境を強化するため、県内の地域における日本語教育の総合的な体制づくりを図り、各地域の実情に応じた日本語教育の充実を促進する。

#### 【施策の展開】

#### ① 市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備

- （取組参考）
- 地域日本語教育コーディネーターの配置
  - 市町村等連絡調整会議の開催
  - 初心者向け日本語講座（モデル事業）

#### ② 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり

- （取組参考）
- 市町村等職員研修
  - 日本語学習支援に関する研修

#### ③ 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進

- （取組参考）
- 外国人コミュニティ、相談窓口等との連携
  - 情報の収集と提供・相談対応・学習支援

#### ④ 外国につながる子どもたちの日本語教育の推進

- （取組参考） **【教育局】**の取組等

#### ⑤ 日本語教育の企業等への普及

- （取組参考）
- 外国籍労働者向け日本語講座
  - **【産業労働局】**の取組等

※ 施策の展開のうち①～③は、「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」に則り整理したもの